

福島県の中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金に 市独自の上乘せ補助を実施します。 (いわき市中小企業等賃上げ支援金)

最低賃金引上げによる経営への影響緩和と雇用維持を図ることを目的に、県の「中小企業賃上げ緊急一時支援事業」の交付を受けた市内の中小企業等に対し、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市独自の上乘せ補助を実施します。

申請期間：令和8年4月20日～同年9月30日

※ただし、補助上限(労働者5,600人分)に達した場合は、受付を終了します。

【補助額】

中小企業等：県の助成対象者1人につき **10,000円**

※市内の事業所等において常時雇用する従業員に限ります。

【補助対象者】以下の要件を全て満たす事業者

- ① 福島県の「中小企業賃上げ緊急一時支援金」の交付決定を受けていること
- ② 市内に本社又は事業所を設置する法人又は個人であって、引き続き市内で事業を営むことが確実と認められること
- ③ 市税を滞納していないこと
- ④ 法律及び条例に定める暴力団等に該当しないこと

【提出書類】

- ・ 補助金等交付申請書
- ・ 市税等納税証明申請書(兼)証明書
- ・ 補助金等交付請求書
- ・ 県の助成決定通知の写し
- ・ 従業員の勤務地が確認できる書類の写し(雇用通知書等)
- ・ 同意書兼誓約書
- ・ 支援金額確認シート
- ・ 振込先金融機関の通帳の写し
- ・ 対象従業員一括入力シート

様式は市HPから
ダウンロード



【提出方法】

市ホームページからの電子申請(LoGoフォーム)または郵送

【問合せ先】

いわき市産業振興部産業ひとづくり課(いわき市役所本庁舎7階)
電話:22-7478 Eメール:sangyohitodukuri@city.iwaki.lg.jp